

定 例 会 議 会 議 録

開 催 日 時	令和6年11月6日（水）午前10時00分 ～ 午後0時20分	
開 催 場 所	特別会議室、公安委員会室	
区 分	『 全 体 会 議 』 議 題 ・ 要 旨	主 管 部
【 報 告 事 項 】	1 栗原警察署開署に伴う関連行事について 栗原警察署の新設については、先般改正条例が県議会で成立した。開署日は公安委員会規則に委任されているが、組織内では来年3月21日と決定しており、そこに向けて準備を進めている。 開署に伴う関連行事としては、3月18日に内覧会を開催予定であるので、公安委員会の各委員はこの機会に内覧いただければと思う。 また、業務開始式を開署日当日に署内行事として行い、開署式は3月25日に部外関係者を招き執り行う予定である。	警 務 部
	2 監察の受監状況等について（令和6年度上半期） 警察庁長官による監察の受監状況についてであるが、2点の監察項目について警察本部5課及び仙台中央警察署が受監している。 受監結果の特に良好な点として、警察署の非違事案対策として部外講話を実施するなど効果的に推進している点や、地域部の複数勤務体制確保の仕組みが構築されている点、本部留置管理課において登竜門制度の通達を改正し、その推進を図っている点、警察署において留置担当官の意見・要望を吸い上げ、士気高揚を図っている点などが評価されている。 助言事項として、本部員による交番等への巡視を年間計画で実施することが望ましいとされたため、助言に従い年間計画を進めていくこととする。 また、口頭注意として署地域課での捜査書類の引継ぎ時の押印漏れにより捜査書類が一時的に所在未把握である点が認められたため、引継ぎ時の手順等を明確にした上、周知徹底による再発防止を図ったところである。 続いて東北管区警察局長による監察の受監状況であるが、地域部の初動警察活動と現場での安全確保対策を監察項目として行われ、警察本部及び気仙沼警察署が受監している。 受監結果は、ヒヤリハット事案などの問題意識を共有し、適正な通信指令業務の推進に努めている点が他県にも推奨できる点として評価されている。 次に、宮城県警察監察規程に基づく監察の実施状況について、本年度上半期において各部門監察官を中心に県下25警察署を対象に実施している。 実施結果は、署独自の教養資料掲示等により、拳銃・無線機等の装備品が適正に保管管理されている点などといった良好な点が見られたが、一部において捜査関係事項照会書の発出に関し、幹部による決裁がなされていないなどといった所属が認められたことから、部門監察官と連携し、公文書の発出について決裁の形骸化防止にかかる指導教養を徹底するなど改善・是正を図ったところである。 随時監察の状況については、実施対象287か所に対し実施している。 実施結果として、給貸与品の保管管理の不適切や勤務日誌の	警 務 部

	欠落などが認められた交番・駐在所があったため、関係所属と連絡を取り、必要な改善を図るとともに、今後監察課において改善状況を確認するため、再度の随時監察を行うこととしている。 最後に下半期の取組として、各種教養を推進しながら継続的に業務及び私行上の非違事案防止対策に取り組んでいく。 委員：警察署の実施率148%とあるが、問題がありそうなところや注意を要するところに2回行ったりするために100を超えるものなのか。 首席監察官：同じ箇所に複数回行っているために100を超えている。必ずしも不適切だからというわけではない。 委員：複数回というのは部門を分けているものなのか、それとも同じ監察であるものの期間を短くして行っているものなのか。 首席監察官：随時監察であるため、交番・駐在所に寄ったときは警察署にも寄りながら、例えば当直体制であれば1班から6班までであるため、違う班に行ってみたりということで複数回になっている。 委員：登竜門制度とは何か。 首席監察官：留置勤務は単調な中にも緊張感が求められるような勤務であり、モチベーションの維持が重要である。そのため、各専務、刑事であったり生安であったり、交通だったり、警備だったり希望する者は一旦、留置部門を経験させてその上で登用させるといった指針を作りながら運用している。	
--	--	--

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』	
【 決 裁 事 項 】	1 苦情の受理について（2件）	総 務 課
	2 審査請求の受理について（2件）	監 察 課
	3 風適法施行条例の一部改正を求める請願書の採択及び請願の処理状況について	生活安全企画課
	4 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等	運 転 免 許 課
【 報 告 事 項 】	1 「宮城県警察における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定める訓令」の改正（案）に対する意見募集結果について 委員：情報保障者とは何か。 企画官：目と耳に障害を持つ方々が使用される言葉で、通常であれば目又は耳で情報を入手するところ、それが困難な場合、例えば隣でサポートする方が手で文字を書いたり合図をしたり、そういった情報を提供する役割を持った方のことを表現している。 委員：定義に「高次脳機能障害を含む」とあるが、学会などで認知されているという認識でよいのか。 企画官：詳しい経緯などは承知していないが、法令の改正や警察庁なども関係機関として調整しているため、	総 務 課

	その辺の調整は既になされているものと思う。 委員：平成25年に法律が制定され、各県ごとに訓令を定めているものと思うが、例えば警察庁で一律して定めるといようなことはないのか。各県ごとに定めなければならないものなのか。 企画官：法令上、各地方公共団体ごと作成することに努めなければならないというつくりになっている。所属する職員が対応する際の要領を定めるものとなっている。一方で、警察業務であれば全国同様の対応が考えられるので、警察庁で訓令を定めており、実際には警察庁の訓令を参考として各県の訓令を作成していると思われる。 委員：数の問題ではないと思うもののパブリックコメント1件だけというのは大丈夫なのかと思うが。 企画官：パブリックコメントの手続をするにあたり、県内の主要な関連団体の皆様には個別にお知らせをして、忌憚のない意見を募ったところであるが、結果として1件のみであった。 2 行政処分取消訴訟の判決について	監 察 課
--	--	--------------